

## 三つのポリシーに基づく大学教育への質的転換に係る主な論点（案）

### ＜基本となる考え方＞

- 高大接続改革の実現のためには，高等学校教育及び大学入学者選抜の改革の成果を大学教育において更に発展・向上させるよう，その質的転換の断行が必要。

特に，初等中等教育については，次期学習指導要領においてアクティブ・ラーニングをはじめとする能動的学習への一層の発展を目指すこととされていること等を踏まえ，各大学は，このような学習を経験してきた学生を更に伸ばすことを意識した大学教育を提供することが求められることに留意。

- そのためには，各大学において，その教育理念を踏まえ，
  - ・ どのような能力を身に付けたと評価すれば学位を授与するのかについての方針（ディプロマ・ポリシー）
  - ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえ，どのようなカリキュラムを編成し，教育活動を実施するのかについての方針（カリキュラム・ポリシー）
  - ・ ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを踏まえ，大学入学の時点で，学力の重要な要素（①知識・技能，②思考力・判断力・表現力等，③主体性・多様性・協働性）をそれぞれどのレベルで求めるのか，またそれをどのような方法で評価するのかについての方針（アドミッション・ポリシー）

の三つのポリシーを一体的に，かつ明確な内容をもつものとして策定するとともに，三つのポリシーに基づく教学マネジメントの徹底を図ることが必要。

その際，各大学の学部・学科等の特色や育成を目指す人材像を踏まえた教育研究を実現するため，各大学の資源をどのように配分すべきかについて，十分な戦略の下，検討を行うことが必要。

また，三つのポリシーの策定とそれに基づく大学教育の実施に当たっては，入口段階である高等学校教育と，出口である産業界等や大学院教育とのつながりを一貫して重視することが必要。

### ＜具体的な取組の方向＞

#### （1）三つのポリシーの一体的な策定について

- 関係省令を改正し，アドミッション・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー（以下「三つのポリシー」という。）を策定し，公表することを義務化してはどうか。
- 上記の三つのポリシーの策定は，学生の入学から学位の授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものであり，これらの策定に当たっては，各方針の関連性や一貫性が確保されるべきである旨を各大学に徹底するべきではないか。

## (2) 三つのポリシーに関するガイドラインの策定について

- 各大学における三つのポリシーの一体的な策定を促進する観点から、国において、アドミッション・ポリシーに関するガイドラインのみならず、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーも含めた三つのポリシーに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定することとしてはどうか。
- ガイドラインに盛り込む事例としては、例えば次のようなものが考えられるのではないか。（詳細については中央教育審議会大学分科会大学教育部会において審議。）

### ①総論

- ・三つのポリシーは、学長のリーダーシップの下、各大学の教育理念、各学部・学科等の特性、社会のニーズ等を踏まえ策定されるべきものであること
- ・各大学は、②から④までに示す個々の事例を網羅的にポリシーに掲げるのではなく、それぞれの特色を生かしたものとするため適宜取捨選択すべきものであること。

### ②ディプロマ・ポリシー

- ・どのような能力を身に付ければ学位を授与するのかという方針を具体的に示すべきこと
- ・大学教育の質を担保し、授与される学位の信頼性を高めるため、例えば、学修成果の可視化（ルーブリック、学修ポートフォリオ等）やGPA制度等を活用した厳格な成績評価・卒業認定を行うべきこと

### ③カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえ、どのようなカリキュラムを編成し、教育を行うのかの方針を具体的に示すべきこと
- ・例えば、履修系統図、ナンバリング等を活用しながら、教養教育や専門教育等の教育課程の構造、ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連性等を明示し、教育課程の体系化を進めるとともに、各大学の強みを生かしつつ指導方法を工夫すべきこと
- ・多様な背景を持つ学生の受入れを前提とし、初年次教育を教育課程の体系に明確に位置付けるべきこと、初年次教育においては高校段階の単なる補習ではない大学における本格的な学修への導入、アクティブ・ラーニングに必要な方法の習得等を目的とするものとすべきこと

### ④アドミッション・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学時において、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性・多様性・協働性」について、具体的にどのような能力をどのレベルで求めるのかの方針を具体的に示すべきこと
- ・上記の能力及びレベルを判定するために、どのような評価方法を活用するのか、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか等を示すこと

### (3) 三つのポリシーに基づく教学マネジメントの確立 (別紙1も参照)

○ 三つのポリシーに基づき、大学における教学マネジメントを確立するためにどのような取組が必要か。

(求められる取組の例)

#### ①入学から卒業までの一貫した体系的な教育課程の確保

- ・ 学生の入学前の学習・活動履歴や選抜方法による意欲・能力の差も踏まえ、大学教育における学生の主体的・能動的な学修を促進するための初年次教育の見直し・充実
- ・ 教養教育と専門教育の適切なバランスの確保と質の充実、教材の開発
- ・ 産業界等の社会とのつながりや大学院教育への接続を見通した教育課程づくり
- ・ 教育内容及び学修成果の可視化や情報の発信

#### ②知識の伝達・注入を中心とした授業からアクティブ・ラーニングへの転換

- ・ 履修科目の登録上限の設定など、教員の授業内容の充実や学生の学修時間の増加による単位制の実質化のための取組の充実
- ・ 少人数のチームワーク、集団討論、反転授業等の教育方法の充実
- ・ 留学、インターンシップ等の学外学修プログラムの充実

#### ③学修成果の把握・評価

- ・ 学生の学修履歴の記録や自己評価のためのシステムの開発
- ・ 具体的な学修成果の把握・評価方法（アセスメント・テスト、学修行動調査、ルーブリック等）の開発・実践
- ・ 学生の卒業後の追跡調査
- ・ 上記を踏まえた改善のPDCAサイクルの確立

#### ④大学教育の質的転換の断行を支える体制の整備

- ・ 各大学におけるFD・SDの充実
- ・ 教員の教育業績評価（授業評価、ティーチング・ポートフォリオ等）の促進
- ・ 大学入学者選抜や教学マネジメントに係る専門的な人材の育成・配置
- ・ アドミッション・オフィス等の機能強化
- ・ TA等の教育サポートスタッフの充実
- ・ ラーニングコモンズや図書館等、学生の能動的な学修を可能とする環境の整備
- ・ 授業教材やFD教材を収集したポータルサイトの構築

○ 上記のような取組も含め、大学における教学マネジメントの確立を促すための支援策（財政措置等）はどうあるべきか。

### (4) 認証評価制度の改善

○ 認証評価制度について、全学的な教学マネジメントの下での改革サイクルの確立や学修成果を重視した評価へ改善することが必要ではないか。(現在、中央教育審議会大学分科会大学教育部会においても審議中。)

学長のリーダーシップの下，各大学の教育理念，各学部・学科の特性，社会のニーズ等を踏まえ，三つのポリシーを一体的に策定，発信，実施

